

第88号
平成30年1月

福利

おたな物

Contents

被扶養者の認定状況の確認(検認)について …… 2	貸付利率が下がります!! …… 8
個人番号(マイナンバー)の提供について …… 2	退職・転出による貸付金の償還について …… 8
退職・異動される組合員のみなさま …… 3	平成30年度人間ドック等の申込みについて …… 9
退職後の健康保険制度について …… 4	平成28年度 特定健康診査・特定保健指導 実績 …… 10
年金受給者の退職手続きについて …… 5	平成29年度 保護者対応セミナー実施報告 …… 11
10年での年金受給資格期間について …… 5	予防接種補助について …… 11
公費負担医療(自立支援医療)受給者のみなさまへ …… 6	読者からの投稿募集 …… 12
3歳未満養育特例の手続きに関するお知らせ …… 7	健康相談のご案内 …… 12

被扶養者の認定状況の確認(検認)について

平成29年7月1日を基準として実施しました、検認についてみなさまのご協力ありがとうございました。
今回の検認も、遡って認定を取消す事例が多くあり、医療費の返還請求が高額になるケースが多数見受けられました。

資格喪失は、認定要件を欠いた日に遡りますので、被扶養者の生活状況等には十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました



検認 遡及取消事由

検認対象者:655名

他の健康保険に加入をしていた

65 件

(例)就職(またはアルバイト・パート等)をしていて、職場から健康保険証が交付されていた。
…健康保険の被保険者となった場合は、取消の手続きを早めに行ってください。

収入超過(アルバイト・パート等)

17 件

(例)被扶養者の収入(税控除前の総収入)が、認定基準月額108,334円を超えていた。
…基準年額は130万円となりますが、月額108,334円(130万円÷12ヶ月)が**3ヶ月連続した場合**は、恒常的な収入として見込まれるため、実際に130万円を超えていなくても取消になります。

※障害年金または60歳以上の公的年金受給者の基準年額は180万円になります。
基準月額15万円(180万円÷12ヶ月)。

※給与形態が月給払いの場合等、就業当初から認定基準月額を超える場合は、就業日から取消になります。

送金なし

2 件

(例)組合員と被扶養者が別居している場合、送金が要件となるが、送金をしていなかった。
(例)組合員の父母や孫など(子と配偶者除く)を扶養している場合、認定を受けている者の収入額に占める組合員の送金額の割合が、3分の1以上であることが要件となるが、要件を満たしていなかった。
…組合員と別居している場合は、生計維持関係を確認するため、送金の事実を確認しています。

収入額=被扶養者自身の収入 + 組合員からの送金額 + 組合員以外の送金額

収入額 ÷ 1/3 < 組合員からの送金額

共同扶養

1 件

(例)組合員以外の被扶養者として認定されていた。

個人番号(マイナンバー)の提供について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行により、当組合においても、平成29年1月1日以降、組合員および被扶養者の認定申告時に個人番号(マイナンバー)の提供が必要となります。

- ※県費負担職員およびその被扶養者(個人番号を県へ提供している者に限る)は、県から個人番号を取得するため対象外となります。
- ※取得できなかった方については、所属所へ提供依頼の通知文を送付します。

●個人番号(マイナンバー)の提供方法 個人番号報告書に記入・押印のうえ、「公立学校共済組合沖縄支部 資格担当宛 親展」で提出ください。

退職・異動される組合員のみなさま

平成30年3月末に退職、転出される方、4月から所属所が変わる方など、下記に該当する場合は、手続が必要になります。(詳細は、2月下旬頃に各所属所へ通知を行います。)

1 資格喪失

組合員が退職・転出する場合は、その翌日から組合員の資格を喪失します。

喪失日以降、組合員証(保険証)等使用すると、資格喪失後受診となり、医療費を返還していただくこととなりますので、速やかに手続きをお願いします。

事由	必要書類
3月末退職 ※再任用予定される方含む。	資格関係 ①組合員異動報告書(喪失用) ②組合員証(保険証)の返却…所属所の事務担当者へお渡しください。 ※被扶養者証、高齢受給者証(70歳以上の方に交付)、限度額適用認定証の交付を受けている場合は併せて返却してください。  年金関係 ①退職届書 ②履歴書… 所属所長の原本証明 があるもの。(市町村費職員は各市町村教育委員会が発行する履歴書) ※再任用(フルタイム)が決定している方は手続必要ありません。
他の共済組合へ異動 (転出)	資格関係 ①組合員異動報告書(喪失用) ②組合員証(保険証)の返却…所属所の事務担当者へお渡しください。 ※被扶養者証、高齢受給者証(70歳以上の方に交付)、限度額適用認定証の交付を受けている場合は併せて返却してください。 ※公立学校共済組合他支部へ異動の方は、異動先の支部へ返却になります。 年金関係 ①組合員転出届書 ②履歴書… 任命権者が証明 したもの。

2 所属所異動等

組合員証(保険証)等の返却は不要ですが、手続が必要です。手続を行わないと、当組合から通知文書が届かない場合がありますのでご注意ください。

事由	必要書類
他の所属所へ異動 ※新所属所からの手続。	資格関係 ①組合員異動報告書(所属所間異動等)
住所変更 ※該当者がいる都度手続きください。	資格関係 ①記載事項等変更申告書(証の返却は不要) 年金関係 ①国民年金被保険者住所変更届(組合員の被扶養配偶者のみ)

3 資格取得

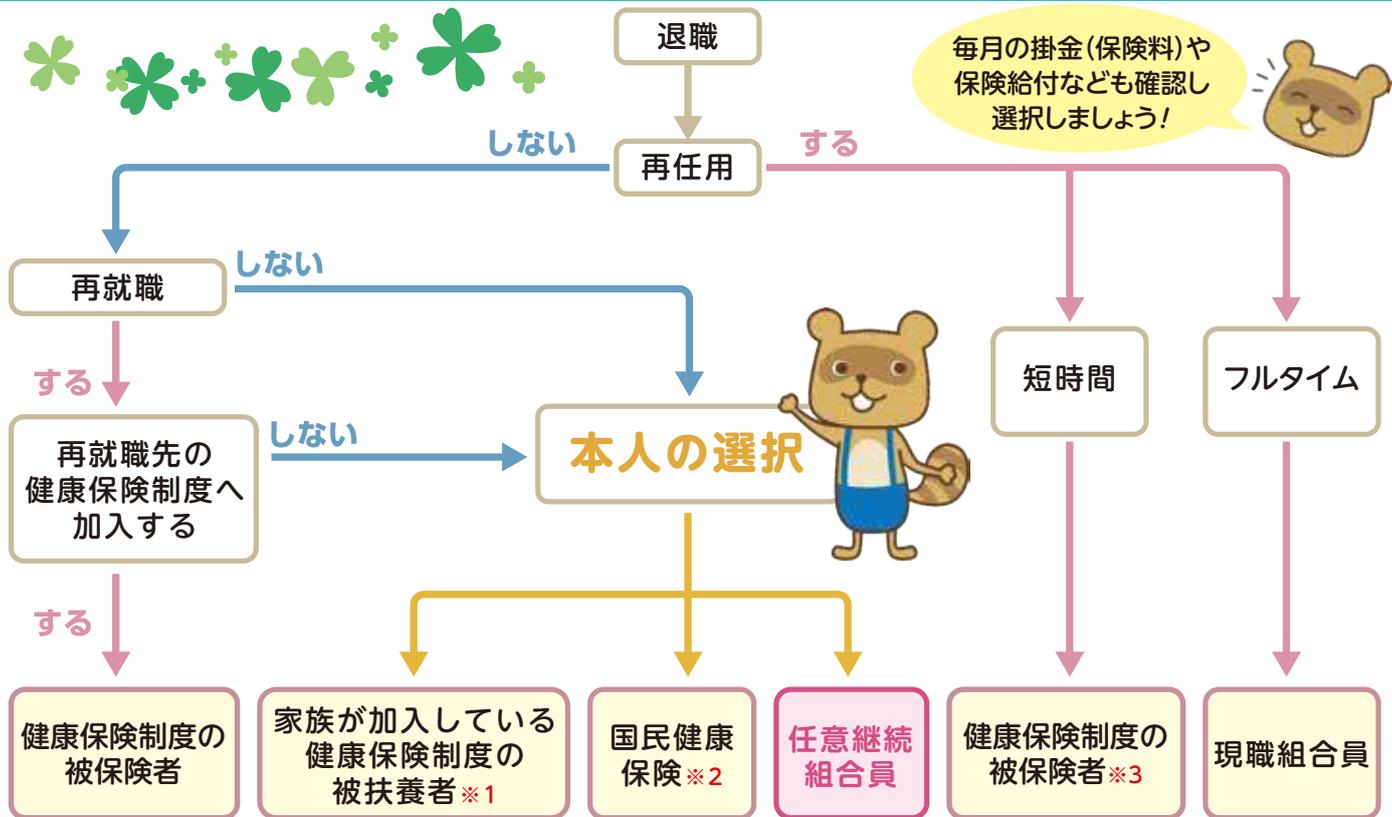
再任用(フルタイム)職員になられる方は、**組合員証(保険証)の番号が変わります**ので、旧所属所から「1資格喪失の手続き」を、新所属所からは下記の手続きを行うことになります。

※市町村費職員の方は、一度当組合までご連絡ください。

事由	必要書類
再任用職員となった(県費職員) ※更新者は手続不要。所属所が変わる場合は、「2所属所異動等」手続が必要。	資格関係 ①組合員申告書 ②辞令の写し ③被扶養者申告書、添付書類等(3月まで扶養手当を受給していた方で、4月からも引き続き認定を受ける場合は、再認定が必要です。)

退職後の健康保険制度について

退職すると、組合員の資格を失い、いずれかの健康保険制度に加入することになります。
質問に答えてあなたに合った制度を選択しましょう。



※1 扶養認定の基準は各保険者により異なります。詳しくは家族の加入している保険者へお問い合わせください。

※2 国民健康保険料の詳細については居住市町村の担当窓口へお問い合わせください。

※3 平成28年10月1日から厚生年金保険・健康保険の適用拡大に伴い短時間労働者も健康保険の適用対象となりました。健康保険の適用の有無についてはお勤め先へご確認ください。

「任意継続組合員」とは？

退職後引き続き短期給付を受け、一部を除く福祉事業を利用できる制度で、最長 2年間加入できます。(※再任用者も、再任用退職時に加入できます。)

在職中と比べて受けられない給付

・休業手当金 ・育児休業手当金 ・介護休業手当金
※傷病手当金 ※出産手当金

(※在職中に支給事由がある場合に限り給付の対象となります。)

任意継続組合員になる要件は？

- ①退職日の前日まで1年以上組合員である方。
- ②退職日から起算して20日以内に「申出」と「掛金の納付」を行うこと。

払込み期限を過ぎますと加入できませんのでご注意ください!!

(例)平成30年3月31日退職の場合 ⇒ 平成30年4月19日(木)までに申出と払込みが必要です!!

詳しくは、平成 30 年 2 月上旬に所属所へ通知いたします。

～年金担当からのお知らせ～

年金受給者の退職手続きについて

現在、再任用フルタイムまたは定年が60歳以降の方で既に年金(退職共済年金・老齢厚生年金)が決定している場合(在職停止で年金が支給停止している方も含みます)は、退職時に改定手続きが必要となります。

改定手続きとは?

既に決定している年金の算定基礎期間に退職日までの期間を加えるとともに、追加される組合員期間の給料情報を登録し、年金額の改定を行った上で、年金の在職停止の解除を行う手続きです。

①退職時に必要な手続き

退職が決まりましたら公立学校共済組合沖縄支部あてにご連絡ください。

公立学校共済組合 沖縄支部 電話番号:098-866-2720

必要書類(改定請求書等)を所属所あて送付いたします。

②年金支給までの流れ

受給者から書類を提出いただき、4～5ヶ月程で改定手続きを完了し年金支給開始となります。6月に届く年金支払い通知書には「在職停止」という文言が印字されますが、ご心配ありません。



10年での年金受給資格期間について

年金を受け取るために必要な資格期間が平成29年8月1日より25年から10年となりました。この受給に必要な資格期間の短縮の対象となる年金は、老齢厚生年金、老齢基礎年金などです。遺族厚生(共済)年金については適用されません。

「資格期間」とは?

- ・国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ・サラリーマンの期間(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間)
- ・年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間(合算対象期間またはカラ期間)

合算対象期間(カラ期間)とは?

年金受け取りに必要な資格期間に含むことができる下記の期間のことです。

(ただし、年金額の算定には反映されません)

- ・昭和61年3月以前に、サラリーマンの配偶者だった期間
- ・平成3年3月以前に、学生だった期間
- ・海外に住んでいた期間
- ・退職一時金の支給対象となった期間(退職一時金を全額受給した場合のみ)



公費負担医療(自立支援医療)受給者のみなさまへ

「自立支援医療」は、指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の補助を受けることができます。所得等に応じて自己負担の上限額が決められていますが、沖縄県では精神通院医療費特別公費負担制度(復帰特別措置法)の適用により全額が公費負担となり、自己負担分はありません。**(※自立支援医療費(更生医療)助成、自立支援医療費(育成医療)助成、こども医療費助成等は除きます。)**

申請については各市町村が窓口となり、申請後、沖縄県で承認を行っています。沖縄支部では該当者の把握のため、『「自立支援医療受給者証(精神通院)」(該当・非該当)報告書』の様式を制定しました。

組合員又は被扶養者の方が「自立支援医療受給者証(精神通院)」の証の交付を受けている場合、又は証の交付を受けていたが非該当となった場合には、附加給付金等の調整を行います。医療費の過支給、支給もれを避けるためにも該当する場合は必ず届出をお願いします。なお、過支給があった場合は、医療費返還が生じる場合があります。

提出書類

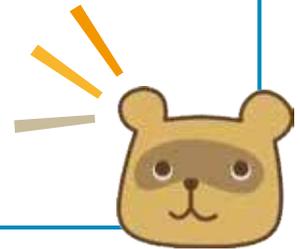
□ 該当する場合

- ・『「自立支援医療受給者証(精神通院)」(該当・非該当)』報告書
- ・交付を受けた医療費受給者証の写し

□ 非該当の場合

- ・『「自立支援医療受給者証(精神通院)」(該当・非該当)』報告書
- ・非該当となった旨通知のあった書類等の写し

※報告書様式は各所属所、沖縄支部のホームページよりご確認ください。



例

- ・標準報酬月額：300,000円
- ・自立支援医療受給者証(精神通院)の交付あり
- ・指定医療機関で受診した(総医療費：100万円)場合

総医療費100万円

通常の窓口負担額	共済組合負担 7割=70万円	組合員の自己負担額3割=30万円	
	該当する場合の 共済組合の取り扱い	共済組合負担 70万円	組合員の窓口負担なし(共済組合からの附加給付なし) 高額療養費 212,570円 公費医療費助成 87,430円
非該当となった場合の 共済組合の取り扱い	共済組合負担	窓口負担額のうち共済組合から後日給付される額 274,970円	組合員負担額
	70万円	高額療養費 212,570円 附加給付 62,400円 (100円未満切捨て)	25,030円 (25,000+100円未満の端数)

3歳未満養育特例の手続きに関するお知らせ

○ 申出期限・対象期間について

平成27年10月以降、3歳未満の子を養育している組合員を対象に「3歳未満養育特例」の制度が設けられています。

当該制度において、特例の申出が遅れた場合、遡って対象となる期間が下記のとおり定められておりますので、ご確認ください。

「3歳未満養育特例」の対象期間については

【所属所(各学校等)において申出書を受理した日】の前月までの2年間と申出以降の特例満了日(お子さんの3歳到達日)の前月までとなっております。

このため、申出の提出が遅れた場合、下記【例】の③④のように対象期間とならない月が生じる可能性があります。特例に該当する可能性がある組合員は早めにお手続き下さい。

【例】平成27年1月5日に出生した子について、男性組合員が申出を行った場合

① H27.10月に申出を行った場合(本来の対象期間)

年	H27			H28			H29			H30					
月	1	2	~	10	11	12	1	~	9	10	11	12	1	2	3
養育特例				対象期間											

△ 子の誕生日 (H27.1.5)
 △ 制度開始 申出日 (H27.10)
 ▲ 3歳 (H29.10)
 H27.10からH29.12までが、本来の対象期間。

② H29.10月に申出を行った場合

年	H27			H28			H29			H30					
月	1	2	~	10	11	12	1	~	9	10	11	12	1	2	3
養育特例				対象期間											

△ 子の誕生日 (H27.1.5)
 △ 制度開始 (H27.10)
 ▲ 申出日 (H29.10)
 ▲ 3歳 (H29.10)
 ⇒対象期間に含まれない月は発生しない。

③ H29.11月に申出を行った場合

年	H27			H28			H29			H30						
月	1	2	~	10	11	12	1	~	9	10	11	12	1	2	3	
養育特例				対象外	対象期間											

△ 子の誕生日 (H27.1.5)
 △ 制度開始 (H27.10)
 ▲ 申出日 (H29.11)
 ▲ 3歳 (H29.10)
 ⇒H27.10は対象期間に含まれない。
 H29.11以後に申し出ると対象外となる期間が発生する。

④ H30.2月に申出を行った場合

年	H27			H28			H29			H30								
月	1	2	~	10	11	12	1	~	9	10	11	12	1	2	3			
養育特例				対象外	対象外	対象外	対象期間											

△ 子の誕生日 (H27.1.5)
 △ 制度開始 (H27.10)
 ▲ 申出日 (H30.2)
 ▲ 3歳 (H30.2)
 ⇒H27.10からH28.1は対象期間に含まれない。

○ 手続きについて

以下の書類を所属所経由でご提出下さい。

○ 3歳未満を養育する旨の申出書(公立学校共済組合沖縄支部のHP掲載)

※ 申出書には、【所属所(各学校等)において申出書を受理した日】確認のため、所属所の受付印を押印、または受付日の記載を行い提出するようにしてください。

○ 申出者(組合員)と子の身分関係と子の成年月日が確認できる書類(戸籍謄(抄)本 コピー不可)

○ 申出者と子が同居していることが確認できる書類(住民票 コピー不可)

貸付利率が下がります！！

平成30年1月から、全ての貸付種別において貸付利率を引き下げることとなりました。新規に貸付を申し込む方はもちろん、既に借入れをしている方も、手続き不要で利率が下がります。

一般・特別・住宅・教育・医療・
結婚・葬祭貸付の利率

平成29年12月まで
適用される利率(年利)

2.72%
(保証料※3 率0.06%を含む)



平成30年1月以降に
適用される利率(年利)

1.32%
(保証料※3 率0.06%を含む)

自動車、家具家電の購入や
お子様の学費等に
ご利用できます



- ※1 上記に表示のない貸付の利率については、当共済組合ホームページをご覧ください。
- ※2 貸付利率は見直し時点の利率です。今後金利情勢の変動に伴い利率が変動する場合があります。
- ※3 保証料とは、ローン等を借り受ける際に、保証人の代わりに保証会社による債務保証を受けるための費用をいいます。もし、ローンの返済が滞った場合には、保証会社が借受人の代わりにローンを返済し、その返済額は保証会社から借受人に請求されます。

退職・転出による貸付金の償還について

退職・転出時に貸付未償還元利金がある場合、下記の手続きを行うこととなります。

区分	償還方法
退職	退職時に未償還元利金がある方は、退職手当から控除しますので、特に手続きは必要ありません。退職手当から未償還元利金が全額控除できなかった場合は、不足額を別途納付していただきます。
転出される場合	<p>次の償還方法から選択してください。</p> <p>(1) 自己資金で全額即時償還する。 ↳ 希望される方は、振込依頼書を送付しますので公立学校共済組合沖縄支部までご連絡下さい。</p> <p>(2) 転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還する。 ↳ 「貸付金残高証明書」を転出先へ提出し、貸付申込手続きをお取り下さい。</p> <p>(3) 転出先の共済組合を通じて、これまでと同様に給与から控除し当共済組合へ毎月償還を継続する (徴収嘱託制度)。 ↳ 「徴収嘱託申出書」の提出が必要です。</p>
	<p>他道府県の公立学校共済組合へ転出</p> <p>転出先の支部で引き続き償還が可能です(組合員本人の手続きは不要)。</p>
	<p>国家公務員共済組合へ転出</p> <p>原則、未償還金を全額即時償還していただきます。</p> <p>(1) 自己資金で全額即時償還する。 (2) 転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還する。</p> <p>例外として、団信加入中の者に限り本人振込により当共済組合への償還を継続することができます。 ↳ 「申出書」の提出が必要です。</p>

対象者 □ 平成30年4月1日時点で33歳以上の組合員

受診期間 □ 平成30年5月1日～平成30年12月31日まで

受診方法 □ 平成30年度の受診希望者を2月下旬頃募集します。

3月下旬(予定)までに各所属所単位で、ご希望の「健診区分」・「受診予定医療機関」を当支部へご提出ください。※受診方法に変更はありません。



■ 申込みから受診までの流れ

3月下旬(予定)までに各所属所単位で、「健診区分」・「受診予定医療機関」を当支部へ提出。

受診券受取

組合員本人
各自で予約

ドック
受診
※受診券提出

■ 注意事項

① 健診区分について

受診希望申込みの際は、「1 日人間ドック」か「脳ドック」のいずれか1つを選択してください。
(補助は、いずれか1つとなります)

② 「受診券」について

- ☆受診希望者に対して受診券を配付します。(4月末頃に所属あてに送付します。)
- ☆受診当日には、医療機関に必ず受診券を提出してください。受診券を提出することで補助を受けることができます。

重要

③ 受診予約について

- ☆医療機関への予約は、医療機関に組合員本人各自で行ってください。(当支部へのドック受診希望申込みは、補助を受けるための申込みであり、予約ではありません。)
- ☆医療機関への予約は、受診希望日前まで可能ですが、医療機関ごとに予約可能期間が異なりますので、ご注意ください。
- ☆受診希望日に予約が取れない可能性もありますので、医療機関への予約は早めをお願いします。

※人間ドックを受ける者については職場での「定期健康診断」を重複して受診する必要はありませんが、脳ドック受診者については定期健診の検査項目を満たさないためご注意ください。



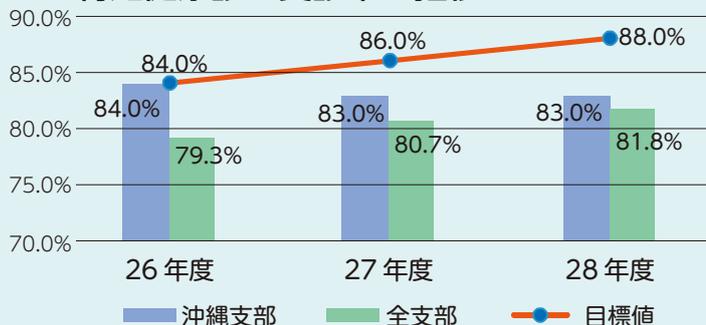
平成
28
年度

特定健康診査・特定保健指導 実績

◆特定健康診査・保健指導とは

高齢者医療確保法により、医療保険者に義務付けられた、40歳～74歳の加入者を対象とした生活習慣病の予防を目的とした健診・保健指導です。医療保険者は、その年度「特定健康診査・特定保健指導」の実績状況を翌年の10月に国へ報告することとされています。

特定健康診査受診率の推移



47支部中

25位

H28年度
特定健康診査受診率

83.0%
(全支部平均81.8%)

H28年度
特定保健指導実施率

39.9%
(全支部平均26.2%)

47支部中

11位

特定保健指導実施率



健康保持、疾病予防にスポーツ施設を利用しませんか？

トレーニングジムの他にも、プールやスタジオもあります！運動不足の解消にぜひご利用ください！

利用方法／組合員証(保険証)の提示で月8回まで540円で記載の施設を利用することができます。



スポーツ・フィットネスセンター

名護市屋部 117 番地



NB沖縄

南風原町津嘉山 1535 番地



スポーツパレスジスタス

(美里店・浦添店・那覇店)

平成29年度 新規事業 “保護者対応セミナー”を開催しました!

講師

小野田 正利(大阪大学大学院教授・教育学博士)

プログラム

講話 「保護者とのいい関係づくり」

体験 事案を用い問題解決や縮小化を学ぶグループワーク

開講日	会場	応募者数	受講者数
H29.8.1(火)	沖縄県教職員共済会館	104人	94人
H29.8.2(水)	ジュビランス(宜野湾市)	100人	94人

感想

- とても参考になりました。生徒の為の保護者対応を忘れないようにしたいと思います。他の先生方と協力し合って、生徒の為に仕事ができるようにしたいと思います。
- 保護者からのクレーム対応について、一人で抱えるのではなく、学校全体で対応することの大切さを改めて感じました。事例を交えた講話がとても多く、大変勉強になりました。
- とてもわかりやすく、楽しい雰囲気での講座でした。多くの人に受講してほしい内容で、勉強になりました。



予防接種はお済みですか?

予防接種補助事業の**提出期限**が近づいています。お早めに請求書をご提出ください。

- 対象者／公立学校共済組合沖縄支部組合員
(被扶養者及び任意継続組合員を除く)
- 接種期間／平成29年10月1日から平成30年2月28日
- 提出期限／**平成30年3月5日必着** お忘れなく!
- 提出先／沖縄県教職員互助会(互助会未加入の方も上記へご提出ください。)
- 補助額／インフルエンザ予防接種を受けた費用のうち1,000円を年度1回に限り補助

※請求書等の不備がないように提出をお願いします。不備がある場合は受付できません。



読者からの投稿を募集します

組合員の皆さまやその被扶養者の方なら、どなたでもご応募いただけます。次号の「福利おきなわ」第89号（平成30年5月頃発行予定）に掲載されます。

締切日：平成30年2月28日（水）
（はがきは当日消印有効）

- ※テーマは自由です。
- ※原稿は最大400字程度。写真の添付も可能です。
- ※文書は添削することがあります。
- ※作品は未発表のものでお願いします。
- ※ご応募の際は、所属・氏名をご記入ください。
- ※ペンネーム希望の場合は、ペンネームを併記してください。
- ※「福利おきなわ」は当支部ホームページにも掲載されます。
- ※いただいた個人情報は、この記事の目的のみに使用します。



「メール」または「はがき」でご応募ください

送付先：那覇市泉崎1-2-2 12階
公立学校共済組合沖縄支部
「福利おきなわ」担当者あて

「私の趣味」

崎枝小中学校 森岡 佳奈美

わたしの最近の趣味は革製品の手入れをすることです。汚れが目立っていたバッグを専用のクリームで磨いてみたところ、とてもきれいになったので、それから使った後に手入れをするようにしています。

財布やバッグ、靴を自分の分だけでは飽き足らずに家族の分も磨いています。古くなったように見えるものでも、きちんと手入れをするとツヤが出るので嬉しくなります。新しい汚れを防ぐこともできます。

なので、これからも続けていきたいです。持ち物を大切に長く使っていこうと思います。

公立学校共済組合沖縄支部 メールアドレス変更のお知らせ

現メールアドレス：somukosei47@kouritu.go.jp 平成30年3月31日廃止
新メールアドレス：somukosei47@kouritu.or.jp 平成30年2月上旬より利用開始
※新アドレスが利用開始されても、H30.3.31までは現アドレスにも受信可能です。

ホームページアドレス変更およびリニューアルのお知らせ

平成30年4月1日からホームページアドレスが右のとおり変更となります。ホームページの内容もリニューアルしますので、ぜひアクセスしてください。

<https://www.kouritu.or.jp/okinawa/>

組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける健康相談事業 平成29年11月1日からリニューアル

公立学校共済組合

教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

通話料 無料 24時間 やさしく 0120-24-8349

- 一般健康相談、専門医相談（予約制）、小児救急相談に対応
- 利用時間 1回20分程度

介護電話相談

NEW

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えいたします。

通話料 無料 介護 ご納得 0120-515-579

- 月～金曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）
- 利用時間 1回20分程度

女性医師電話相談

NEW

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。（予約制）

通話料 無料 女性医師 ご納得 0120-215-579

- 月～土曜日 10:00～21:00（祝日・年末年始を除く）
- 利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

通話料 無料 悩み に向く 0120-783-269

- 電話相談 月～土曜日 10:00～22:00（祝日・年末年始を除く）
- 利用時間 1回20分程度

Web相談（こころの相談）

NEW

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL <https://www.mh-c.jp/>

- ログイン番号 783269
- 臨床心理士が3営業日以内に個別に回答

- 面談予約 月～土曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）

- 利用時間 1回50分程度
- 面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料
- 面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

携帯電話・PHSからもご利用できます（通話料無料）
詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。
トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内